

平成28年(㉮)第 23 号伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立事件

債権者 須藤 昭 男 外 11 名

債務者 四国電力株式会社

準備書面(16)

(伊方原発3号機の再稼働に対する世論)

2016 年 8 月 31 日

松山地方裁判所 御中

債権者ら代理人

弁護士	薦 田 伸 夫	弁護士	河 合 弘 之
弁護士	東 俊 一	弁護士	海 渡 雄 一
弁護士	高 田 義 之	弁護士	青 木 秀 樹
弁護士	今 川 正 章	弁護士	内 山 成 樹
弁護士	中 川 創 太	弁護士	只 野 靖
弁護士	中 尾 英 二	弁護士	甫 守 一 樹
弁護士	谷 脇 和 仁	弁護士	中 野 宏 典
弁護士	山 口 剛 史	弁護士	井 戸 謙 一
弁護士	定 者 吉 人	弁護士	市 川 守 弘
弁護士	足 立 修 一	弁護士	望 月 健 司
弁護士	端 野 真	弁護士	鹿 島 啓 一
弁護士	橋 本 貴 司	弁護士	能 勢 顯 男
弁護士	山 本 尚 吾	弁護士	胡 田 敢
弁護士	高 丸 雄 介	弁護士	前 川 哲 明
弁護士	南 拓 人	弁護士	竹 森 雅 泰
弁護士	東 翔	弁護士	松 岡 幸 輝

第1 伊方原発3号機の再稼働

- 1 2016（平成28）年8月12日9時00分、債務者は、伊方原発3号機の原子炉を起動した。
- 2 同月13日6時30分、伊方原発3号機の原子炉は、臨界に達した。
- 3 同月15日14時18分、債務者は、伊方原発3号機に発電機を並列し、発電を再開した。
- 4 同月22日10時15分、伊方原発3号機の原子炉は、定格熱出力一定運転（原子炉熱出力を国で認められた定格原子炉熱出力に保ったままで運転すること）を開始した。
- 5 債務者によれば、今後、本年9月7日に原子力規制委員会による最終的な検査を受けた後、通常運転再開をする予定である。

第2 新聞各紙の社説において示された再稼働に対する世論

- 1 第1記載のように、伊方原発3号機は再稼働されたが、これに対する全国紙及び地方紙の社説・特集記事の一部が、甲B251号証～同265号証である。

地元紙愛媛新聞（甲B251号証）だけではなく、全国紙である朝日・毎日・東京新聞（甲B252号証～同256号証）はもちろん、北は北海道新聞（甲B257号証）から南は沖縄の琉球新報（甲B265号証）まで、伊方原発3号機の再稼働に対し、多くの新聞が、社説において異議ないし、重大な懸念を表明している。

- 2 地震によるリスクについて

上記の一連の社説及び記事の特徴の第1は、多くの社説ないし記事が、伊方原発に懸念されるリスクとして、中央構造線及び南海トラフによる地震に言及している点である。

毎日新聞、東京新聞、北海道新聞、信濃毎日新聞、神戸新聞、山陽新聞、中国新聞、徳島新聞、西日本新聞、佐賀新聞、琉球新報の社説ないし記事では、いずれも伊方原発前面の中央構造線を国内最大規模ないし最大級の活断層であると評価し、その地震の危険性に言及している（甲B254号証、甲B256号証～

265号証)。

伊方原発前面の中央構造線が熊本地震の震源域の延長線上にあり、熊本地震との関連性を指摘している社説も複数ある(甲 B256号証～甲 B258号証、甲 B260号証～甲 B264号証)。

また、南海トラフ地震の危険性に言及している社説も複数ある(甲 B251号証、甲 B256号証、甲 B257号証、甲 B259号証、甲 B263号証、甲 B265号証)。

3 避難計画の不備

第2の特徴は、すべての社説ないし記事が、佐田岬半島の地形・地質や伊方原発の立地の特徴に触れた上で、伊方原発の立地、避難計画の問題点に言及している点である(甲 B251号証～265号証)。

地元紙愛媛新聞の社説は、「再稼働に改めて強く異議を唱える。」「伊方原発から30キロ圏内の住民を対象とする避難計画では、命を守るという最低限の保証さえ得られていない」という、極めて強い表現で再稼働を批判している(甲 B251号証)。

毎日新聞の社説では、「そもそも、原子力防災の観点から見ると、伊方原発は、日本の原発の中でも格別に不安材料が多い。」とされ(甲 B254号証)、東京新聞の社説では、「四国電力伊方原発の再稼働に、住民は特に不安を募らせる。そのわけは周辺を歩いてみれば、すぐ分かる。それはあつてはならない場所にある。日本で一番再稼働させてはいけない原発の一つ。伊方原発をそう呼ぶ人は少なくない。」「日本一危険とされる再稼働に際し、特に自治体や規制委にあらためて問いかけたい。最低限、避難の有効性がしかるべき機関に保証されない限り、原発は動かすべきではない。」とされている(甲 B256号証)。

債権者らは、2016年8月8日付け準備書面(3)(被害論)補充書において、避難計画に関する債権者らの主張を詳述した。その中で、伊方原発は、原発震災に際して最も危険な原発であることを主張した。この点に関する債権者らの主張は、多くのマスコミ・世論と共通する深刻な懸念である。

第3 債権者らは、本件において、伊方原発に対する中央構造線・南海トラフによる地震のリスクや、避難計画の不備について主張してきた。前記の新聞各社の社説からすれば、債権者らの主張は、原発に特に敏感な債権者らの独自の見解ではなく、社会通念上無視し得るような小さな杞憂に過ぎないものでもない。まさに、日本社会全体が共有している深刻な不安・懸念である。

裁判所は、これに正面から向き合い、裁判所の役割を果たすべきである。

以上